

大通達甲（人少）第18号
大通達甲（刑企）第19号
大通達甲（交指）第6号
令和4年12月1日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

生活安全部各課長
刑事部刑事企画課長
刑事部捜査第一課長
刑事部捜査第二課長
刑事部組織犯罪対策課長 殿
交通部交通指導課長
交通部交通機動隊長
交通部高速道路交通警察隊長
各警察署長

生活安全部長
刑事部長
交通部長

児童生徒等の健全育成のための学校と警察の連絡制度における連絡対象事案に係る連絡基準等について（通達）

児童生徒等の健全育成のための学校と警察の連絡制度については、「児童生徒等の健全育成のための学校と警察の連絡制度の実施について」（令和4年12月1日付け大通達甲（生）第9号ほか。以下「実施通達」という。）に基づき実施しているところであるが、実施通達4(1)に規定する警察から学校等への連絡対象事案に係る連絡基準等について下記のとおり定めたので、適正な事務処理に努められたい。

なお、「児童生徒の健全育成のための学校と警察の連絡制度の運用について」（平成31年3月14日付け大通達甲（人少）第6号）は、廃止する。

記

1 連絡対象事案に係る連絡基準
学校連絡基準（別紙）のとおり

2 報告

警察署長は、連絡制度に基づく相互連絡の状況について、翌月の10日までに連絡制度に伴う連絡結果表（別記様式）により、生活安全部人身安全・少年課長に報告すること。

（人身安全・少年課企画・指導係）

（刑事企画課指導係）

（交通指導課指導取締係）

学 校 連 絡 基 準

項 目	連 絡 基 準	法 的 根 拠
1 犯罪少年に係る事案	<p>全ての事案を対象とする。ただし、交通警察に係る事案については、次の(1)から(4)までに掲げる事案に限る。</p> <p>(1) 逮捕事案</p> <p>(2) 道路交通法違反に係る事案（交通事故を伴う事案並びに交通反則切符及び点数切符を適用する事案を除く。）</p> <p>(3) 危険運転致死傷に係る事案及び過失運転致死傷で重傷以上の交通事故に係る事案</p> <p>(4) 暴走行為に絡む刑法犯（公務執行妨害、凶器準備集合等）に係る事案</p>	少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第13条第1項
2 触法少年に係る事案	児童相談所に送致し、又は通告する事案を対象とする。	
3 ぐ犯少年に係る事案	児童相談所に通告する事案又は家庭裁判所に送致する事案を対象とする。	
4 不良行為少年に係る事案	<p>次の(1)から(3)までに掲げる不良行為に係る事案で警察署長が必要と認めたもの及び本人の性格及び行状、保護者の監護能力等から判断して不良行為を繰り返すおそれがあると警察署長が認めた事案を対象とする。</p> <p>(1) 薬物乱用、刃物等所持又は金品不正要求</p> <p>(2) 暴走族ギャラリーを伴う深夜はいかい</p> <p>(3) 3回以上の不良行為</p>	少年警察活動規則第14条第1項
5 その他の児童生徒等に係る事案	被害少年、要保護少年等の安全確保等に係る事案で、警察署長が必要と認めたものを対象とする。	少年警察活動規則第36条第3項及び第38条第1項

